

No. 1

平成27年第3回

戸田市議会定例会議案

埼玉県戸田市

目 次

| | | |
|-----------|--|-------|
| 報告第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて…………… | 1 頁 |
| 報告第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて…………… | 1 0 頁 |
| 報告第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて…………… | 1 3 頁 |
| 報告第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて…………… | 1 5 頁 |
| 報告第 6 号 | 平成 2 6 年度戸田市一般会計継続費繰越計算書の報告に ついて…………… | 2 3 頁 |
| 報告第 7 号 | 平成 2 6 年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書の 報告について…………… | 2 4 頁 |
| 報告第 8 号 | 平成 2 6 年度戸田市国民健康保険特別会計繰越明許費 繰越計算書の報告について…………… | 2 5 頁 |
| 報告第 9 号 | 平成 2 6 年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について…………… | 2 6 頁 |
| 報告第 1 0 号 | 平成 2 6 年度戸田市介護保険特別会計繰越明許費繰越 計算書の報告について…………… | 2 7 頁 |
| 報告第 1 1 号 | 平成 2 6 年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計 繰越明許費繰越計算書の報告について…………… | 2 8 頁 |
| 報告第 1 2 号 | 平成 2 6 年度戸田市後期高齢者医療特別会計繰越明許費 繰越計算書の報告について…………… | 2 9 頁 |
| 報告第 1 3 号 | 平成 2 6 年度戸田市水道事業会計予算繰越計算書の報告 について…………… | 3 0 頁 |
| 報告第 1 4 号 | 平成 2 6 年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書の 報告について…………… | 3 1 頁 |
| 議案第 4 7 号 | 戸田市個人情報保護条例の一部を改正する条例…………… | 3 2 頁 |

| | | |
|--------|------------------------------------|--------|
| 議案第48号 | 戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | 34頁 |
| 議案第49号 | 財産の譲渡について | 36頁 |
| 議案第50号 | 市道路線の認定について | 37頁 |
| 議案第51号 | 平成27年度戸田市一般会計補正予算(第2号) | 別冊No.2 |
| 議案第52号 | 平成27年度戸田市海外留学奨学事業特別会計補正予算 (第1号) | 別冊No.2 |
| 議案第53号 | 戸田市公平委員会委員の選任について | 38頁 |

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

戸田市税条例等の一部を改正する条例(平成27年条例第17号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年6月4日提出

戸田市長 神 保 国 男

専決第1号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

戸田市税条例等の一部を改正する条例（別紙）

平成27年3月31日

戸田市長 神 保 国 男

戸田市税条例等の一部を改正する条例

(戸田市税条例の一部改正)

第1条 戸田市税条例(昭和35年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)」を「をいう。以下この表及び第4項並びに第20条の5の2第1項及び第2項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第34条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第35条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第101条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第5条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第7条の前に見出しとして「(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)」を付し、同条を次のように改める。

第7条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者(次項において「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第20条の6第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第22条の2第4項の規定による申告書の提出(第22条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の

長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。
- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。
- 4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。附則第7条の次に次の1条を加える。

第7条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第20条の6第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第8条の2第6項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第7項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第9条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第9条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第10条（見出しを含む。）、第11条（見出しを含む。）及び第11条の3中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第13条の2第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第14条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第14条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|--------|
| 第65条第2号ア | 3,900円 | 1,000円 |
| | 6,900円 | 1,800円 |
| | 10,800円 | 2,700円 |
| | 3,800円 | 1,000円 |
| | 5,000円 | 1,300円 |

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受け

た場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|--------|
| 第65条第2号ア | 3,900円 | 2,000円 |
| | 6,900円 | 3,500円 |
| | 10,800円 | 5,400円 |
| | 3,800円 | 1,900円 |
| | 5,000円 | 2,500円 |

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する三輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第65条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|--------|
| 第65条第2号ア | 3,900円 | 3,000円 |
| | 6,900円 | 5,200円 |
| | 10,800円 | 8,100円 |
| | 3,800円 | 2,900円 |
| | 5,000円 | 3,800円 |

附則第17条（同条の前の見出しを含む。）から第21条まで、第22条（見出しを含む。）、第24条及び第25条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第26条中「これらの規定」を「同条」に改める。

附則第28条中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

（戸田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 戸田市税条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち戸田市税条例第41条及び第43条の改正規定中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

第1条中戸田市税条例附則第14条の改正規定を次のように改める。

附則第14条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第65条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|---------|
| 第65条第2号ア | 3,900円 | 4,600円 |
| | 6,900円 | 8,200円 |
| | 10,800円 | 12,900円 |
| | 3,800円 | 4,500円 |
| | 5,000円 | 6,000円 |

附則第1条第3号中「第65条の改正規定」を「第65条第2号アの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第5号中「、第37条第1項及び」を「及び第37条第1項の改正規定、第65条の改正規定（第2号アの改正規定（「2,400円」を「3,600円」に改める部分を除く。）を除く。）並びに」に、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第65条」を「第65条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 新条例第65条（第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）を除く。）の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第6条の表中「附則第14条」を「附則第14条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条中戸田市税条例等の一部を改正する条例第41条、第43条並びに附則第1条第3号及び第5号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の戸田市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第7条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第7条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

- 3 新条例附則第7条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例附則第14条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の承認を求めることについて

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第18号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年6月4日提出

戸田市長 神 保 国 男

専決第2号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（別紙）

平成27年3月31日

戸田市長 神 保 国 男

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

戸田市国民健康保険税条例（昭和38年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第21条中「50万円」を「51万円」に、「13万円」を「14万円」に、「10万円」を「12万円」に改め、同条第2号中「245,000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附則第16項中「とする」を「と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする」に改める。

附則第17項中「とする」を「と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第16項及び第17項の改正規定は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第21条の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分の承認を求めることについて

戸田市上戸田福祉センター再整備工事請負変更契約について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年6月4日提出

戸田市長 神保国男

専決第4号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

戸田市上戸田福祉センター再整備工事請負変更契約について

- 1 工 事 名 戸田市上戸田福祉センター再整備工事
- 2 場 所 戸田市上戸田2丁目21番1外
- 3 工事内容 戸田市上戸田福祉センター再整備に伴う建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び外構工事
- 4 金 額 金1,886,544,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金139,744,000円)
- 5 工 期 変更前 本契約締結日の翌日から
平成27年5月29日まで
変更後 本契約締結日の翌日から
平成27年6月30日まで
- 6 契約者 さいたま市浦和区高砂3丁目7番2号
株式会社エム・テック
代表取締役 松野浩史

平成27年5月20日

戸田市長 神保国男

報告第5号

専決処分の承認を求めることについて

平成27年度戸田市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年6月4日提出

戸田市長 神 保 国 男

専決第3号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成27年度戸田市一般会計補正予算（第1号）

平成27年4月9日

戸田市長 神 保 国 男

平成27年度戸田市一般会計補正予算（第1号）

平成27年度戸田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳出予算の補正）

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳出予算補正

歳出 (単位：千円) 一般

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|------------|------|------------|
| 10 教 育 費 | | 5,393,891 | 546 | 5,394,437 |
| | 5 体 育 費 | 321,319 | 546 | 321,865 |
| 14 予 備 費 | | 60,000 | △546 | 59,454 |
| | 1 予 備 費 | 60,000 | △546 | 59,454 |
| 歳 出 | 合 計 | 47,920,000 | 0 | 47,920,000 |

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

| 事 項 | 期 間 | 限 度 | 額 |
|---------|---------------------|--------------|---|
| 訴訟事務委託料 | 平成27年度～ 訴訟契約終了年度 | 訴訟契約により決定した額 | |

(単位：千円)

一
般

歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳出)

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|------------------|------------|------|------------|----------|--------|------|------|
| | | | | 特定財源 | | 一般財源 | |
| | | | | 国県支出金 | 地方債その他 | — | 一般財源 |
| 10教 育費 | 5,393,891 | 546 | 5,394,437 | | | | 546 |
| 14予 備費 | 60,000 | △546 | 59,454 | | | | △546 |
| 歳 出 合 計 | 47,920,000 | 0 | 47,920,000 | | | | 0 |

2 歳 出

(款) 10 教育費

(項) 5 体育費

(単位：千円)

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | | 節 | | 説明 |
|-------------|---------|-----|---------|----------|---------|-----|-----|-------|-----|--|
| | | | | 特 定 財 源 | 一 般 財 源 | | | 区 分 | 金 額 | |
| | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | | | |
| 4 スポーツセンター費 | 212,002 | 546 | 212,548 | | | | 546 | 13委託料 | 546 | 1. スポーツセンター管理運営費 (文化スポーツ課) 13委託料 既定額 195,531 補正額 546 ・訴訟事務 546 |
| | | | | | | | 546 | | | |
| 計 | 321,319 | 546 | 321,865 | | | | 546 | | | |

(款) 10 教育費

(項) 5 体育費

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

| | | | | | | | | | | |
|-------|--------|------|--------|--|--|--|------|--|--|--|
| 1 予備費 | 60,000 | △546 | 59,454 | | | | △546 | | | |
| 計 | 60,000 | △546 | 59,454 | | | | △546 | | | |

(款) 14 予備費

(項) 1 予備費

債務負担行為で平成28年度以降にわたるものについての平成26年度未までの
支出額及び平成27年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

| 事 項 | 限 度 額 | 平成26年度未までの | | 平成27年度 | | 左の財源の内訳 | | | | 備 考 | |
|---------------------|----------------------|------------------|--------|-------------------------|--------|------------------|-----------------------|-------------|-------------|--------|------------------|
| | | 支 出 金 額 | | 支 出 予 定 額 | | 特 定 財 源 | 財 源 | | | | 一 般 財 源 |
| | | 期 間 | 金 額 | 期 間 | 金 額 | | 国 庫 支 出 金 | 地 方 債 | そ の 他 | | |
| 訴訟事務委託料 (平成27年度) | 訴訟契約に より決定し た額 | | | 平成27年度～ 訴訟契約終了年 度 | 限度額に同じ | | | | | | 限度額に同じ |

報告第6号

平成26年度戸田市一般会計継続費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、次のとおり報告する。

平成26年度戸田市一般会計継続費繰越計算書

(単位：円)

| 款 | 項 | 事業名 | 継続費額 | 平成26年度継続費予算現額 | | 支出済額 及び 支出見込額 | 残額 | 翌年度 繰越額 | 左の財源内訳 | | |
|---|-----|--------------------|---------------|---------------|------------|---------------------|------------|------------|--------|------------|-------------|
| | | | | 予算上額 | 前年度 繰越額 | | | | 計 | 繰越金 | 特 定 財 |
| | | | | | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 |
| 3 | 民生費 | 1 社会福祉費 | 1,907,064,000 | 810,378,000 | | 742,000,000 | 68,378,000 | 68,378,000 | | 50,500,000 | |
| | | 上戸田福祉センター 再整備事業 | | | | | | | | | |

平成27年6月4日提出

戸田市長 神保国男

報告第7号

平成26年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成26年度戸田市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源の内 | | | 一般財源 |
|---|-----|---------------------------|-------------|-------------|------------|------------|------------|------------|
| | | | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | 地方債 | |
| 1 | 議会費 | 訴訟事務委託料 | 220,000 | 220,000 | | | | 220,000 |
| | | 総務管理費 | 9,975,000 | 9,975,000 | 9,134,000 | | | 841,000 |
| 2 | 総務費 | 番号制度対応に係る国民年金システムの改修業務委託 | 1,400,000 | 1,400,000 | | 810,000 | | 590,000 |
| | | 介護人材確保・職場定着支援事業 | 9,870,000 | 9,870,000 | 9,870,000 | | | |
| | | 番号制度対応に係る国民健康保険特別会計繰出金 | 2,688,000 | 2,688,000 | | 2,688,000 | | |
| | | 番号制度対応に係る障害福祉システムの改修業務委託 | 7,300,000 | 7,300,000 | | 2,614,000 | | 4,686,000 |
| 3 | 民生費 | 番号制度対応に係る介護保険特別会計事務費繰出金 | 6,100,000 | 6,100,000 | | 3,140,000 | | 2,960,000 |
| | | 番号制度対応に係る後期高齢者医療特別会計繰出金 | 1,219,000 | 1,219,000 | | 1,219,000 | | |
| | | 番号制度対応に係る医療・手当システムの改修業務委託 | 5,500,000 | 5,500,000 | | 2,461,000 | | 3,039,000 |
| | | 保育環境充実事業 | 6,658,000 | 6,658,000 | 6,000,000 | | | 658,000 |
| 4 | 衛生費 | ささめ保育園整備補助事業 | 9,734,000 | 9,734,000 | | 6,489,000 | | 3,245,000 |
| | | 番号制度対応に係る生活保護システムの改修業務委託 | 2,400,000 | 2,400,000 | | 1,219,000 | | 1,181,000 |
| 7 | 商工費 | 番号制度対応に係る保健情報システムの改修業務委託 | 2,000,000 | 2,000,000 | | 1,219,000 | | 781,000 |
| | | プレミアム付商品券発行支援事業 | 106,757,000 | 106,757,000 | 76,757,000 | 30,000,000 | | |
| 8 | 土木費 | 新産業振興事業 | 4,094,000 | 4,094,000 | 4,000,000 | | | 94,000 |
| | | 辺り橋架替事業 | 31,687,000 | 31,687,000 | | | | 31,687,000 |
| | | 荒川水循環センター上部利用計画事業 | 86,184,000 | 86,184,000 | | 20,000,000 | 49,600,000 | 16,584,000 |
| | | | | | | | | |

平成27年6月4日提出

戸田市長 神保国男

報告第8号

平成26年度戸田市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成26年度戸田市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | |
|---|------------------|------------|------------|------------|-------------|-------|----------------|-------------|
| | | | | | 既収入 特定財源 | 国県支出金 | 未収入特定財源 地方債 | 繰入金 一般財源 |
| 1 | 総務費 1 総務管理費 | 国保システム改修業務 | 6,400,000 | 6,400,000 | | | 2,688,000 | 3,712,000 |
| 8 | 保健事業費 2 保健事業費 | 国保医療費分析等業務 | 20,741,000 | 20,741,000 | 20,741,000 | | | |

平成27年6月4日提出

戸田市長 神保国男

報告第9号

平成26年度戸田市新曽第一土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成26年度戸市新曽第一土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | |
|---|-----|--------|-------------|-------------|------------|---------|------------|
| | | | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | 一般財源 |
| | | | | | 国県支出金 | 地方債 | |
| 3 | 事業費 | 1 事業費 | 118,523,000 | 116,955,662 | 32,725,000 | | 84,230,662 |
| | | 宅地整備事業 | 49,982,000 | 49,982,000 | | | 49,982,000 |

平成27年6月4日提出

戸田市長 神保国男

報告第10号

平成26年度戸田市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成26年度戸田市介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | |
|---|-------------|------------|-----------|-----------|-------------|---------|-----------|------|
| | | | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | 一般財源 |
| | | | | | 国県支出金 | 地方債 | 繰入金 | |
| 1 | 総務費 1 総務管理費 | 介護保険システム改修 | 6,100,000 | 6,100,000 | | | 6,100,000 | |

平成27年6月4日提出

戸田市長 神保国男

報告第11号

平成26年度戸田市新曽第二土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成26年度戸市新曽第二土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | |
|---|-----|-----------|-------------|-------------|---------|---------|-------------|
| | | | | | 既収入特定財源 | 未収入特定財源 | 一般財源 |
| | | | | | 国県支出金 | 地方債 | |
| 3 | 事業費 | 1 事業費 | 134,285,000 | 134,285,000 | | | 134,285,000 |
| | | | 26,534,000 | 16,934,000 | | | 16,934,000 |
| | | 建築物等補償事業費 | | | | | |
| | | 宅地整備事業 | | | | | |

平成27年6月4日提出

戸田市長 神保国男

報告第12号

平成26年度戸田市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

平成26年度戸田市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|---|-----|-----|-----|-------------------|-------------|-----------|-----|-----------|-----------|
| | | | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | 一般財源 | |
| | | | | | 国県支出金 | 地方債 | 繰入金 | | |
| 1 | 総務費 | 2 | 徴収費 | 後期高齢者医療制度システム改修業務 | 2,400,000 | 2,400,000 | | 1,219,000 | 1,181,000 |

平成27年6月4日提出

戸田市長 神保国男

報告第13号

平成26年度戸田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

平成26年度戸田市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 予算上額 | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | 不用額 | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな回資産の購入限度額 | 説明 |
|---|-------|---------|--------------|---------|--------------|--------------|--------|--------|----------------------------|-----------------------------------|
| | | | | | | 工事負担金 | | | | |
| 1 | 資本的支出 | 1 建設改良費 | 円 626,400 | 円 0 | 円 626,400 | 円 626,400 | 円 0 | 円 0 | | 下水道事業において実施したことによる工期の延長が必要となったため。 |

平成27年6月4日提出

戸田市長 神保国男

報告第14号

平成26年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、次のとおり報告する。

平成26年度戸田市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 予算計上額 | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | 不用額 | 翌年度繰越額に係る繰越資産の購入限度額 | 説明 |
|---|---------------|------------------|-----------------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|--------|---------------------|---|
| | | | | | | 企業債 | 国庫支出金 | 当年度損益剰余金 | | | |
| 1 | 資本的支出 1 建設改良費 | 雨水第2号公共下水道築造工事 | 円 95,450,400 | 円 0 | 円 95,450,400 | 円 36,300,000 | 円 36,320,000 | 円 22,830,400 | 円 0 | 円 0 | 他企業において実施する移設工事が遅延したことにより、工期の延長が必要となったため。 |
| | | 辺島橋架替に伴う下水道管移設工事 | 円 32,066,280 | 円 0 | 円 32,066,280 | 円 32,000,000 | 円 0 | 円 66,280 | 円 0 | 円 0 | |

平成27年6月4日提出

戸田市長 神保国男

議案第47号

戸田市個人情報保護条例の一部を改正する条例

戸田市個人情報保護条例（平成11年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の3号を加える。

- (8) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (9) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。
- (10) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

第9条第1項中「保有個人情報」の次に「(保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(保有特定個人情報の目的外利用等の制限)

第9条の2 実施機関は、保有特定個人情報を目的外利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ない場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を目的外利用することができる。

3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を外部提供してはならない。

第15条第2項中「法定代理人」の次に「(保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」という。)」を加える。

第18条第2項を次のように改める。

2 市民は、自己情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができる。

- (1) 第6条の規定による原則を超え、又は第7条の規定によらないで収集さ

れたと認めたとき。

(2) 番号法第20条の規定に違反して収集され、又は保管されているとき。

(3) 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

第18条第3項中「又は第2項」を「及び第2項又は第9条の2各項」に改める。

第19条第1項及び第22条第2項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第23条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 実施機関は、前項の規定にかかわらず、情報提供等記録の訂正をした場合にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月5日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第2条に3号を加える改正規定(同条第9号を加える部分に限る。)、第9条の次に1条を加える改正規定(「(情報提供等記録を除く。)」を加える部分に限る。)、第18条第2項の改正規定(「(情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。)」を加える部分に限る。)及び第23条中第4項を第5項とし、第3項の次に1項を加える改正規定は、番号法附則第1条第5号の政令で定める日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行日前であっても、改正後の戸田市個人情報保護条例の実施のために必要な準備をすることができる。

平成27年6月4日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第48号

戸田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

戸田市国民健康保険税条例（昭和38年条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第3項（見出しを含む。）中「配当所得」を「配当所得等」に改める。

附則第6項の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同項中「第35条の2第6項」を「第35条の2第5項」に、「株式等」を「一般株式等」に改める。

附則第7項を次のように改める。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条、第7条及び第21条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

附則中第8項及び第9項を削り、第10項を第8項とし、第11項を第9項とし、第12項を第10項とし、第13項を削り、第14項を第11項とし、第15項を第12項とし、第16項を第13項とする。

附則第17項中「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改め、同項を附則第14項とし、附則第18項を附則第15項とし、附則第19項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。ただし、附則第17項の改正規定（「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。）は、平成28年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の戸田市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成27年6月4日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第49号

財産の譲渡について

下記のとおり財産の価額を減額して譲渡するものとする。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 譲渡する財産

土地

| 所在地 | 地目 | 地積 (㎡) |
|---------------|----|---------|
| 戸田市笹目七丁目10番22 | 宅地 | 3459.64 |

2 譲渡価額 215,760,000円

3 譲渡先 戸田市新曽14番地1
ジャパンロジコム株式会社
代表取締役 大山隆弘

平成27年6月4日提出

戸田市長 神保国男

議案第50号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、下記の市道路線を認定する。

記

| 路線番号 | 起 点 | 終 点 | 延長 | 幅員 | 摘要 |
|-----------|----------------|----------------|--------|---------------------|----------|
| 市道第6029号線 | 美女木6丁目16番41地先 | 美女木6丁目16番47地先 | 52.29m | 4.30m | 開発 帰属 |
| 市道第3256号線 | 川岸2丁目3093番57地先 | 川岸2丁目3093番54地先 | 17.90m | 7.53m ） 8.55m | 管理 移管 |

平成27年6月4日提出

戸田市長 神 保 国 男

議案第 53 号

戸田市公平委員会委員の選任について

戸田市公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 (略)

氏 名 秋 元 善 行

生年月日 (略)

平成 27 年 6 月 4 日提出

戸田市長 神 保 国 男